



青森県報

第千八百八十九号

平成十三年六月二十九日(金曜日)

目次

○一等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の
期日等

(市
振興
町
村)
(高
齢
福
祉)
課

○右 同
(地方農林北
水產事務所)

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定

(保
險
課)

○右 同
(文
護
財)
課

○介護保険法による介護療養型医療施設の指定

(同)
(漁
港
漁場)
課

○右 同
(地
方
農
林
水
產
事
務
所)

○公有水面埋立て工事のしゅん功認可

(整
備
課)
(同)
課

○右 同
(文
護
財)
課

○右 同

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第一項の規定による公告

(文化・スポ
ツ
振興課)
…三

○個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改
正

(事務局)
…六

公安委員会

○型式の検定適合遊技機

(企
活
画
課)
…七

收用委員会

○公示通知

(監
理
課)
…七

○公示通知

告
示

○右 同

○土地改良事業の工事の完了

(中
方
農
林
水
產
事
務
所)
…五

青森県告示第四百五号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空
自衛官の平成十三年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、
自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項

○右 同

出先機関

(地
方
農
林
水
產
事
務
所)
…五

(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。) の規定により告示する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第百十五条第一号の規定により公示する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

期募集間集	平成十三年七月一日から同年九月三十日まで
試験期日	開始時刻
位	試験場
募集期間中(受付後に随時通知)	青森市大字浪館字近野四五 陸上自衛隊青森駐屯地
名	称

青森県告示第四百六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行なう者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

青森県告示第四百八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年五月六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十三年六月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

名称	開設の場所	指定年月日
三上医院	むつ市柳町一丁目八の二三	平成三・六・四

氏名 名称又は 名	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業所	年月日
株式会社ラ イフセーバ ー・ショ ン・ボ レ	青森市下川原一 字滝沢	主たる事務所の 所在地又は住所	指定期定
活型痴呆対 応	グループホ ームミント花園	居宅サービス事業所	
青森市花園一 丁目一一の四	青森市花園一 丁目一一の四	所在地	
平成 六・六	平成 六・六		

青森県告示第四百七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第三号の規定により、

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字黒岩三九番八から八〇番一に至る間の地先公有水面

二 埋立区域

1 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇
佐井村

2 代表者の住所及び氏名
下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇
佐井村長 太田 健一

2 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 下北郡佐井村大字佐井字中道地内に設置された「四等三角点和山」

(北緯四一度二六分一三秒、東經一四〇度五二分四五秒) から一四一度二八分一三秒八三七・一八八メートルの地点

②の地点 ①の地点から二一〇〇度二七分三三秒二五・二五六メートルの地点

③の地点 ②の地点から一一〇五度二五分五三秒二一・八一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一一九度五〇分三九秒八・五三八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一三七度〇三分〇五秒五・九三七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四九度一九分五〇秒三・四八七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三四四度四七分〇三秒三四・三八六メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七八度四七分三六秒九・〇四〇メートルの地点

3 面積

九五四・七七平方メートル

青森県告示第四百九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十年一月五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、

平成十三年六月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
1 認可を受けた者の住所及び名称

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇
佐井村長 太田 健一

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字沼ノ平七九番一に隣接する国有林の地先公有水面

下北郡佐井村大字長後字福浦國家三角点、三等八柄間北緯四一度一九分三・〇六五秒、東經一四〇度四八分三七・〇〇秒から三五八度一四分一九秒九三九・四五メートルの地点

①の地点 下北郡佐井村大字長後字福浦國家三角点、三等八柄間北緯四一度一九分三・〇六五秒、東經一四〇度四八分三七・〇〇秒から三五八度一四分一九秒九三九・四五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二六八度〇五分二七秒一九・五一メートルの地点

③の地点 ②の地点から二五二度一六分三六秒二〇・三七メートルの地点

④の地点 ③の地点から二七七度二一分五六秒二〇・六七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一八五度一八分〇三秒四三・九六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二五四度〇分二一秒三〇・二八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一七一度四〇分〇秒三一・二六メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

規定期による公告

公 告

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十三年六月二十九日から同年七月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

- 一 申請のあった年月日
平成十三年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおもりエヌピーオーサポートセンター
- 三 代表者の氏名
有谷昭男

- 四 主たる事務所の所在地
青森市桂木三丁目二の一

- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成十三年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、から堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
八戸ニュータウン・ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸市大字田面木字長者森六八の一
- 三 意見の概要
代表取締役 三浦紘一
- 県の意見なし

一大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

一大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年七月一日から同月三十日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

出先機関

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次とのおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年六月二十九日

中南地方農林水產事務所長 佐々木 勝英

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年六月二十九日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

教育委員会

一 県宮土地改良事業の名称
二 中山間地域農村活性化総
工事完了年月日
三 平成十年三月三十日

下北地方農林水産事務所長
平野 隆夫

脇野沢地区の農業生産地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百二十三条の二第三項の規定により公告する。

土地改良事業の工事の完了

十二年災農業用施設災害復旧事業五八一一〇一								
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
五八一一五	五八一一三	五八一一二	五八一一〇八	五八一一〇七	五八一一〇六	五八一一〇五	五八一一〇四	五八一一〇一
"	"	"	"	"	"	"	"	"
三・五・二	三・五・三	"	"	三・五・二	三・五・三	"	"	"

青森県教育委員会告示第十号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十一月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県有形民俗文化財に指定する。

選舉管理委員會

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

卷之三

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

表中

むつ市民体育館

むつ市民体育館

九

金谷一丁目七の二六

10

に改める。

海老川コミュニティセンター

大字海老川町三の二

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年六月二十九日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR必勝ガイド	株式会社サンセイアールアンドディ
ぱちんこ遊技機	CR・新綱取物語J	株式会社平和
同 右	フィーバーもののけDX	株式会社三共
同 右	ゴーゴーアッコちゃんDX	株式会社ダイドー
回胴式遊技機	ダブルインパクト	株式会社ロデオ
同 右	ダブルクラブ	テクノコーチン株式会社

公示通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により、次の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成十三年六月二十九日

青森県収用委員会会長 平田由世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開催について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所

青森県収用委員会事務局（青森県県土整備部監理課内）

同右	タツジン	同右	ブラックエンジェルズ	同右	ダチョウクラブG
同右	マジックスクエア	同右	マジックスクエア	同右	ダチョウクラブG

別紙
公示通知宛人

土地の所在	氏名	住所
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人佐藤貞子	東京都武蔵村山市伊奈平4丁目 10番地の2 サンシャインホーム
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人佐藤千代造	東京都東大和市清水1丁目749 番地の6 コープ広雅101号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人須郷晴之	東京都江戸川区東葛西6丁目16 番地16号 サンハイツ西野105
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人須郷セイ	青森県青森市安方2丁目12番14- 510号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人崔元子	東京都台東区西浅草3丁目27番 22号 たんぽ荘1号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人竹浪宏子	福井県福井市渡町547番地
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡)青山茂助 相続人青山キヨ	青森県弘前市大字松ヶ枝一丁目 1番地2 日の出セントラル16号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡)青山茂助 相続人小林早苗	兵庫県西宮市甲陽園日之出町6 番地49-303号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡)青山茂助 相続人青山幸正	青森県弘前市大字茂森新町一丁 目13番地1 横マソシヨンA-2-6
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡)青山茂助 相続人青山松子	茨城県稻敷郡阿見町大字荒川沖 1834番地2 ララハイツA-206号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川238	(亡)米澤佐吉 相続人安瀬ミツ	千葉県松戸市常盤平柳町16番地 の8
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川238	(亡)米澤佐吉 相続人徳永美穂	茨城県つくば市大字花室1462番 地7
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川238	(亡)米澤佐吉 相続人米澤セツ	青森県青森市古川3丁目1番9 号

發行所・發行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一一番一号	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社